

# 新gTLD登録開始に向けた 課題（知財権の観点から）

ICANN報告会・2010年8月5日

株式会社ブライツコンサルティング  
ドミンゴ・デ・ラ・クルズ

新gTLD導入プロセスの最中や  
後に知財権者がどのような  
ブランド保護手段を検討する  
べきなのか

# 知的財産権をどのように保護できるのか

- 新gTLD申請期間中
  - 申請に対する異議申立
- 新gTLD運用開始後
  - レジストリに対する異議申立(トップレベルの場合、例: .mytld)
  - ドメイン名登録者に対する異議申立(セカンドレベルの場合、例: domain.mytld)

## TLD申請に対する異議申立手続き

新gTLDの申請公開情報に基づき、申請に対して異議申立を行うことができます。異議申立は以下の根拠に基づき行われます。

- 文字列混同
- **権利侵害**
- 公序良俗
- コミュニティによる異議

- 権利侵害に基づいた異議申立
  - 紛争処理基準：
    - 申立人が有する商標との同一・混同
    - 悪意性
    - サイバースクワッティング行為のパターン化、仲裁歴
    - 明確な善意の目標・ビジネスプランの有無 など
  - 紛争処理機関：世界知的所有権機関(WIPO)

# 新gTLD運用開始後

委任プロセスが終了し、TLDの運用が開始

- レジストリに対する異議申立
  - Declared RPM
  - Legal Rights Objection
  - PDDRP (Post Delegation Dispute Resolution Mechanism)
  - Enhanced vetting of applicants

# 新gTLD運用開始後

- 登録者に対する異議申立
  - UDRP (Uniform Dispute Resolution Policy)
  - URS (Uniform Rapid Suspension)

# URS (Uniform Rapid Suspension)

商標権の侵害

商標の権利者が異議申し立てを  
URSプロバイダーに提出

24時間以内に確認

ドメインネームの情報が凍結  
ドメイン情報の変更不可 - 通常通りの稼動

ドメインの登録者に連絡

20日の応答期間

応答・応答期間が終了

書類の検討

決定まで3日～最大14日間

決定



- 3つの要件：
  - 申立人が有する商標との同一・混同（その商標は十分な審査を行う国の商標である）
  - 登録者がドメイン名についての権利または正当な利益を有していないこと
  - ドメイン名が悪意で登録・使用されていること

# UDRP vs URS

- 救済装置：
  - UDRP: 申立人への移管、ドメイン削除
  - URS: プロバイダーのサイトへの転送
  
- 費用：
  - UDRP: 1,500 USD
  - URS: 300 USD

# 他の権利保護仕組み

- TM Clearinghouse
- Sunrise
- Thick Whois

## ■ 特徴

- 商標のデータベース
- 全世界をカバー
- 24時間365日アクセス可能
- 多言語対応可能
- 定期更新

## ■ 活用

- Sunrise (優先登録期間)
- Trademark Claims (通知サービス)

ご清聴ありがとうございました。